

## 「超簡単『スマホで錬金術』」、「月収120万円稼げる」 などとうたい、高額な契約を勧誘する事業者には業務停止命令 ～通信販売業務3か月、電話勧誘販売業務6か月～

本日、東京都は、「超簡単『スマホで錬金術』」などとうたい、日本の商品等を海外に転売して儲ける方法があるとして高額な契約を勧誘する事業者に対し、特定商取引に関する法律に基づき、通信販売業務3か月、電話勧誘販売業務6か月の業務の一部停止を命じるとともに、違反行為を是正するための措置を指示しました。あわせて代表取締役に対し、当該停止を命じた範囲の業務を新たに開始することの禁止を命じました。

### 事業者の概要

事業者名	株式会社WAVE
代表者	代表取締役 長尾 豊
登記上所在地	東京都新宿区高田馬場四丁目 37 番 10-301 号
業務内容	情報商材及びサポートの通信販売 システム及びサポートの電話勧誘販売 同名又は類似名の事業者と間違えないようご注意ください。



### 【広告、勧誘行為等の特徴】

- ① 副業をさがす消費者を副業サイトやSNS上の広告で自社のウェブサイトに誘引し、「スマホ錬金術」と称するビジネス（以下「スマホ錬金術」という。）は誰でも短時間で確実に大金を稼げると消費者を誤認させ、無料情報を受け取れるとしてメールアドレスやSNSの登録を促す。
- ② 登録した消費者に対し、スマホ錬金術を始めるには自社の「ビジネスセット」の購入が必要であるとメール等で勧誘し、「特別に割引価格で7千円にてご提供」などとあたかも特別な価格に割引するかのように告げ、ビジネスセットを契約（以下「少額契約」という。）させる（通信販売）。
- ③ 少額契約を締結した消費者に対し、「初回のお電話サポート」と称して電話の予約をさせるが、実際にはその電話で、海外の転売に有用であるとする「AES」と称する高額なシステム及びサポートサービスの契約（以下「高額契約」という。）の勧誘を行う（電話勧誘販売）。その際、「すぐに利益が上げられる」、「サポートコースに加入すれば、絶対に稼げる」などと告げているが、実際に高額な料金を支払っても十分なサポートは受けられず、説明のように「誰でも短時間で簡単に大金を稼ぐ」ことはできない。

### 消費者の方へ

- 「スマートフォンなどを用いて誰でも簡単に稼げる」と書かれた副業に関する広告が増加していますが、こうした広告には情報商材などの購入をさせることが目的である場合が多く見られます。広告をうのみにせず、冷静に判断しましょう。

東京都消費生活総合センター ☎03-3235-1155  
お近くの消費生活センターは 局番なし 188(消費者ホットライン)

詳しくはこちらをご覧ください。

東京くらしWEB

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>



【問合せ先】

生活文化局消費生活部取引指導課  
電話：03-5388-3073

**特定商取引に関する法律第 15 条第 1 項及び第 23 条第 1 項に基づく業務の一部停止命令、  
同法第 14 条第 1 項及び第 22 条第 1 項に基づく指示並びに  
同法第 15 条の 2 第 1 項及び第 23 条の 2 第 1 項に基づく業務禁止命令**

### 1 事業者の概要

事業者名 株式会社 WAVE（法人番号 010001184179）（以下「当該事業者」という。）  
代表者名 長尾 豊（ながお ゆたか）  
本店所在地 東京都新宿区高田馬場四丁目 37 番 10-301 号  
実際の活動場所 東京都新宿区高田馬場三丁目 28 番 2 号 紺清ビル 301 号  
設立 平成 29 年 6 月 7 日  
資本金 300 万円  
業務内容 情報商材及びサポートの通信販売、AES と称するシステム及びサポートの電話  
勧誘販売

### 2 上記事業者に関する都内の相談の概要（令和 2 年 1 月 20 日現在）

平均年齢	平均契約額※	相談件数			
		29 年度	30 年度	31 年度	合計
約 31 歳 (19~67 歳)	約 41 万円 (最大約 150 万 8000 円)	0	6	44	50

※少額契約の契約額は 1 万円程度、高額契約の契約額は 8 万円から 150 万円程度

### 3 業務の一部停止命令（法人）の内容

- (1) 令和 2 年 1 月 22 日（命令の日の翌日）から令和 2 年 4 月 21 日までの間（3 か月間）、特定商取引に関する法律第 2 条第 2 項に規定する通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。
- ア 商品の販売条件及び役務提供条件について広告すること。
  - イ 売買契約及び役務提供契約の申込みを受けること。
  - ウ 売買契約及び役務提供契約を締結すること。
- (2) 令和 2 年 1 月 22 日（命令の日の翌日）から令和 2 年 7 月 21 日までの間（6 か月間）、特定商取引に関する法律第 2 条第 3 項に規定する電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。
- ア 役務提供契約の締結について勧誘すること。
  - イ 役務提供契約の申込みを受けること。
  - ウ 役務提供契約を締結すること。

#### 4 業務の一部停止命令の対象となる不適正な取引行為

	不適正な取引行為	特定商取引に関する法律の条項
通信販売	<p>当該事業者は、通信販売の広告を行うに際し、販売業者の住所について、スマホ錬金術の広告を行うサイト（以下「自社サイト」という。）内の「特定商取引法に基づく表記」と題するページ内において、実際の活動場所とは異なる「東京都新宿区高田馬場4-37-10-301」の住所のみを記載していた。</p>	<p>第11条第5号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号。以下「省令」という。）第8条第1号            広告表示義務違反</p>
通信販売	<p>当該事業者は、通信販売の広告を行うに際し、ビジネスセットを20万円若しくは4万円で販売したことがないにもかかわらず、自社サイトに「開発・設計の価値で言えば通常20万円相当のシステムツールもお渡ししてのALL IN ONE PACKAGE 教材ツールサポート全てセットで通常価格40,000円」と表示した上で、「今ならご登録いただいた方に16,000円（税込）」と表示し、あたかも特別な価格に割引したものであるかのように商品の価格について、実際のものよりも著しく有利であると消費者に誤認されるような表示をして広告していた。</p> <p>また、契約者の収入実績について実際には月収120万円という収入実績が存在しないにもかかわらず、「月収120万円稼げる最新ビジネス」、「まずは週30万円！月収120万円・・・つまり年収1,000万円越えをクリアして頂きます！！」、「開始翌日から収益発生即金力」などと自社サイトに記載し、あたかも短期間で大金が稼げるかのように著しく事実に相違する表示をして広告していた。</p> <p>また、キャッシュバックを実際に受け取った消費者がほとんどいないにもかかわらず、自社サイトに「現金保証（最大10万円！！）まで付いてきちゃう」、「安心保証あり！本当に稼げるの？という不安を解消する為に最大10万円の現金保証を用意しております。」などと記載し、あたかも少額契約した消費者が、キャッシュバックを受けられるかのように表示して広告していた。</p>	<p>第12条            誇大広告の禁止</p>
電話勧誘販売	<p>当該事業者は、電話勧誘販売を行うに際し、少額契約の際に自社サイトにおいて「教材ツールサポート全てセットで」と表示し、消費者に送ったメールやSNSのメッセージにおいて、少額契約の内容は「マニュアル・ノウハウ・システムツール・サポート」全てが揃ったビジネスセットである旨記載していた。加えてマニュアル（「スマホ錬BOOK」）には「ビジネスを開始するにあたって、初回のお電話サポートにて簡単なご説明をさせていただきます。」と記載し、あたかも予約する電話サポートが少額契約の一環であるかのように表示し、高額契約に関する勧誘をするためのものであることを告げることなく、電話サポートの予約をさせていた。また、初回の電話の際、「株式会社WAVEの〇〇です。」と事業者の名称及びその勧誘を行う者の氏名を告げるのみで、その勧誘に先立って、消費者に対し、高額契約に係る役務の種類及び高額契約の締結について勧誘をするためのものであることを明らかにしていなかった。</p>	<p>第16条            勧誘目的等不明示</p>

電話勧誘販売	<p>当該事業者は、電話勧誘販売を行うに際し、高額契約を締結した消費者に対して交付していた「特定商取引法に基づく交付書面」上に、実際の活動場所とは異なる「東京都新宿区高田馬場4-37-10-301」の住所のみを記載していた。</p>	<p>第19条第1項第1号の規定に基づく省令第17条第1号契約書面記載不備</p>
電話勧誘販売	<p>当該事業者は、電話勧誘販売を行うに際し、AESを活用した収入実績及び本件契約による消費者の収益の実績等に関する根拠がないにもかかわらず、「このAESを使えば、すぐに利益が上げられる上に支払いも後からリボ払いにすればよいから、何の問題も無い」、「60代や70代のパソコンができない方もサポートコースに加入して、皆さん稼いでいます。サポートコースに加入すれば、絶対に稼ぐことができます。」などと、容易かつ確実に稼げるものであるかのように役務の内容に関する事項について事実と異なることを告げていた。</p>	<p>第21条第1項第1号役務の内容に関する不実告知</p>
電話勧誘販売	<p>当該事業者は、電話勧誘販売を行うに際し、消費者がアメリカの大手通販サイトで出品するためには当該事業者が設定している条件があるにもかかわらず、契約の締結前はその条件を明らかにしないまま「スマホ錬金術は、AESというシステムを使って大手通販サイトを使用して海外向けに商品を販売することで稼ぐものだ」、「まずは米ドル受け取り専用口座番号取得のためのオンラインアカウントを開設し、その後アメリカの大手通販サイト出品用のアカウントの開設、全ての手続きが終了次第、アメリカの大手通販サイトで出品が始められる」などと、あたかもアメリカの大手通販サイトに出品するための手続き完了後、すぐに海外への転売が開始できるかのように告げるのみで、まずは国内で転売実績を作らなければ海外への転売サポートに進めないなど役務の内容に関する事項について故意に事実を告げなかった。</p>	<p>第21条第2項役務の内容に関する重要事項不告知</p>
電話勧誘販売	<p>当該事業者は、電話勧誘販売を行うに際し、高額契約を締結した消費者に対し、AESの使用期間やサポート期間の起算が始まっているにもかかわらず、「国内で販売できない限りは、次のステップに進むことはできない。」などと、勧誘時に説明していない作業条件を持ち出して、アメリカの大手通販サイトでの転売の作業に移行させるサポートサービスを履行せず、高額契約に基づく債務の全部又は一部の履行を不当に遅延させていた。</p>	<p>第22条第1項第1号債務の履行の不当な遅延</p>

## 5 指示（法人）の内容

業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上、検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から1か月以内に都知事宛て文書にて報告すること。

## 6 業務禁止命令（個人）の内容

対象者	業務禁止命令の内容	命令の原因となった事実
長尾 豊	通信販売においては令和2年1月22日（命令の日の翌日）から令和2年4月21日までの間（3か月間）、電話勧誘販売においては令和2年1月22日（命令の日の翌日）から令和2年7月21日までの間（6か月間）、当該事業者に対して上記業務停止を命じた範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。	当該事業者の代表取締役であり、当該事業者の通信販売及び電話勧誘販売における業務全般を統括管理し、営業方針等を決定するとともに営業に係る指揮命令を行うなど、当該業務の停止を命ぜられる業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

## 7 今後の対応

- (1) 業務停止命令及び業務禁止命令に違反した場合は、行為者に対しては、特定商取引に関する法律第70条の規定により、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこれらを併科する手続きを、法人に対しては、同法第74条の規定に基づき、3億円以下の罰金を科する手続きを行う。
- (2) 指示に基づく検証結果について、令和2年2月21日までに都知事宛てに報告させる。
- (3) 指示に従わない場合には、同法第71条の規定により、行為者に6月以下の懲役又は100万円以下の罰金又はこれを併科する手続きを、法人に対しては、同法第74条の規定に基づき、100万円以下の罰金を科する手続きを行う。

《東京都の情報サイト「東京暮らしWEB」では過去の東京都の情報提供を掲載しています。》

高収入が得られるとうたって情報商材を購入させた後、高額な追加契約をさせる事業者に注意してください(平成31年4月24日)



<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/shobun/jirei190424.html>

《当該事業者に関する消費者庁の注意喚起情報》

「超簡単『スマホで錬金術』」、「検索=報酬を実現した画期的なシステム」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起(令和元年11月7日)



<https://www.caa.go.jp/notice/entry/017757/>

### 「2020年に向けた実行プラン」事業

本件は、「2020年に向けた実行プラン」に係る事業です。

「セーフシティ 政策の柱5 まちの安心・安全の確保」

## 事例 1

令和元年7月、甲はインターネットで副業を探していたところ、「1日30分の隙間時間にスマートフォンで月最大120万円稼げる」という文言に惹かれ、株式会社WAVEのスマホ錬金術に登録した。

「指定のSNSに登録すると最大10万円が受け取れるビジネスサポート優先情報がついてくる」とメールに記載されていたため登録すると、スマホ錬金術運営事務局と名乗るアカウント（以下「事務局」という。）から、「10万円現金サポートは先着順のキャンペーンですが甲様はお受け取りになれる状態です」というメッセージが届いた。その後のメッセージで、スマホ錬金術は「マニュアル（スマ錬BOOK）・システムツール・サポート」のセットが必要であることが分かった。定価1万円以上だが、「特別に割引価格で7千円にてご提供」と書いてあり、そこで初めて費用がかかることを知った。しかし「今なら10万円現金サポートがついてくるので間違いなく損も無く始められます」と説明がついていたので、7千円は回収できるだろうと思い、翌日ATMから振込んだ。

振込んだ旨を連絡すると、「スマ錬BOOK」がPDF形式で届いた。「スマ錬BOOK」はスマホ錬金術が開発した転送ビジネスに特化したシステム「AES」の概要と副業を始めるための心構えなどの内容で、スマホ錬金術で行う作業は、日本の商品を海外の大手通販サイトで転売するという程度の認識しか持てなかった。サポートプランについても、0円から150万円の8つのプランが記載されていたが詳しい内容は分からなかった。ビジネス開始にあたって電話サポートの予約を取るよう記載があったので、甲はシステムやプランの詳しい説明を期待して予約した。

電話では、AESを使ってアメリカの大手通販サイトで高く売れる商品を日本で安く仕入れて出品することで利益を上げられること、メインの作業は商品検索のみで、1日30分で手軽にできるうえに、受注後仕入れる無在庫出品であるため、在庫を抱えるということもなく安心であると説明された。担当者は、各プランについて詳しい説明はせず、「稼ぐには80万円以上のプランにする必要がある」、「そのプラン以上でない間違いなく利益が上げられると保証できない」、「しっかり稼ごうとする方は120万以上のプラン、そうでない主婦の多くも80万のプランを選択する」と言った。甲が躊躇していると、「このAESを使えば、すぐに利益が上げられる上に支払いも後からリボ払いにすればよいかから、何の問題も無い」と担当者に断言され、契約することを決めた。今後、アメリカの大手通販サイト出品用のアカウントなどを開設し、手続きが終了すればアメリカの大手通販サイトで出品が始められると説明された。決済すると、AESのパスワードとIDがSNSに送られてきた。

その後甲は、アメリカの大手通販サイトへの出品方法を説明してもらっていたが、担当者からは日本の大手通販サイトの出品アカウントを開設するための手続きの説明を電話でされ、日本の大手通販サイトに出品する商品の安い仕入れ先を価格比較サイトで調べることや、販売手数料、価格設定、出品の仕方について記載されたメールを見るよう案内された。甲は、AESを使ったアメリカの大手通販サイトでの転売について説明があると思ったが、担当者は電話を切ってしまった。甲はかけ直して、「アメリカの大手通販サイトでの販売で効率よく稼ぐのではないかと、今回の説明だと日本の大手通販サイトの基本的な出品の流れだけで、今後の流れはどうか分からない」と伝えたが、担当者は、「まずはこちらを実行してください、それ以降の話はその後です。」と突き放すように言った。日本のサイトに出品し、注文が入ってからでない海外のサイトに出品できないということを、甲はこの時初めて聞いた。

甲は、日本では大手通販サイトでの販売価格が非常に安く、販売手数料を加算するとその価格を超えてしまうと事務局に訴えたが、注文を取ったらご連絡くださいの一点張りだった。1日30分どころか3、4時間作業をしたが、注文は入らなかった。甲は、早くアメリカの大手通販サイトでの販売に移行したかったので、個人的に貯めた他社のポイントを使い購入した商品を出品することでようやく注文が取れた。いよいよアメリカの大手通販サイトに出品できると思い、注文が取れたと事務局にSNSで連絡したが、出荷方法の説明と引き続きよろしくお願ひしますと返信がただけだった。システム提供期間は契約日から240日間とされているが、甲は時間と労力を20日以上かけ続けてもAESを利用できる段階には進めていなかった。WAVEから受けた説明とは全く異なり、高額な支払いをしたAESを使用できず、全く利益を上げることが出来ないため、甲はWAVEに騙されたと感じ、消費生活センターに相談した。

## 事例 2

平成 31 年 3 月、乙はインターネットで副業を探していたところ、「1 日 30 分の作業でできる」、「スマホで検索するだけ」、「1 か月で数十万円稼げます」という広告サイトの文言に惹かれ、株式会社 WAVE のスマホ錬金術にメールアドレスを登録した。

申込みには指定する SNS の友達登録が必要だったので、スマホ錬金術運営事務局（以下「事務局」という。）と名乗るアカウントを登録した。事務局から「スマホ錬金術に参加するためにはビジネスセットが必要」、「通常 9,800 円のところが 8,000 円でよい」とメッセージが来て、乙は初めて、スマホ錬金術に参加するためにはお金が必要であることを知ったが、これまでのメッセージから 8,000 円程度であればすぐに取り戻せると思った。また、ビジネスセットを購入すれば、1 日 30 分程度の作業で月に数十万円の収入が得られるようになると思い、参加することを決め、翌日、WAVE から指定された口座に振込んだ。

その後 WAVE から、スマホ錬金術のマニュアル（スマ錬 BOOK）の電子ファイルが送られてきた。スマ錬 BOOK には、スマホ錬金術は、大手通販サイトで海外向けに商品を出品し、売れたら日本の通販サイトなどで商品を購入し発送するというビジネスモデルであること、AES というシステムを使用すること、8,000 円のみで始められるが有料のサポートプランがあることなどが記載されていた。サポートプランはサポート期間や稼げる金額によって料金が異なり、無料のプランには稼げる金額が記載されていなかった。乙は、ビジネスセット代金の 8,000 円を支払えば、1 日 30 分程度の作業で月に数十万円の収入が得られると思っていたので、スマ錬 BOOK を読んでショックを受けた。しかし、そこには初回電話サポートの案内が記載されていたので、まずは説明を受ける必要があると思いサポート電話の予約をした。

電話サポートの担当者は、「サポートプランに加入すれば、担当者から海外で高く売れる商品の情報を受けることができます。1 日 30 分の作業で稼ぐことができます。60 代や 70 代のパソコンができない方もサポートプランに加入して、皆さん稼いでいる。サポートプランに加入すれば、絶対に稼げる。支払ったお金はすぐに取り戻すことができます」などと言ってきた。乙は、本業が不安定で余裕がないと伝えると、「40 万円のサポートプランに加入すれば、確実に月に 27 万円稼ぐことができます。加入後、すぐに収入が出て受け取ることができます。クレジットカードで 40 万円を払っておいて、1 か月で 27 万円稼ぎ、それをカード代金の支払いに充てればいいですよ。それに、10 万円のキャッシュバックもあります。1 か月の稼ぎ 27 万円とキャッシュバックの 10 万円を合わせれば、持ち出しは 3 万円くらいで済みますよ。」などと言ってきた。乙は、これならすぐに取り戻せると思い、40 万円のプランを申し込んだ。

翌月、WAVE のサポート担当者から乙に電話が入り、まずは大手通販サイトのアカウントを作成する指示があった。アカウントの作成後、次は AES を使った稼ぎ方を教えてもらえると期待していたが、担当者は、「まずは日本向けに出品して大手通販サイトでの出品に慣れましょう」、「別のショッピングサイトから出品する商品を探して、その価格に大手通販サイトの出品手数料、送料、自分が欲しいと思っている利益を上乗せして出品してみてください」と言うだけだった。

乙は、騙されているのではないかと不安になったが、まずは日本向けに出品することにした。ショッピングサイトから電化製品を探し、その価格に送料、出品手数料、利益を上乗せして大手通販サイトに出品するやり方で 1～2 週間で 15 品から 20 品ほど出品したが、1 品も売れなかった。乙は、WAVE から教えられたこのやり方では他の出品者よりも価格が高くなり、海外に出品したとしても日本と同じ状況になると気付き、本格的に騙されているのではないかと不安に感じた。また、クレジットカードの引き落とし日が近づき焦り始めた。乙は、WAVE のサポート担当者に電話で「このやり方では販売できない。海外に出品して稼ぐやり方を教えてほしい。参加するだけでもらえるという現金 10 万円はいつもらえるのか。」と聞いた。担当者は、「日本で販売できない限りは、次のステップに進むことはできない。現金 10 万円も次のステップに進まないと渡せない」と回答してきたが、日本向けの販売が出来ないと海外向けに出品できないということはこの時初めて聞いた。乙は、この説明を聞いて今までの説明は全て嘘で、やはり自分は騙されていたとはっきりと思った。

乙は、解約と返金についてWAVEに電話をした。担当者は、「契約の解除は貴方の都合だから返金はしない。そもそも40万円の支払いをなぜ分割にしなかったのか」ということをかなり威圧的な口調で言った。その後乙は消費生活センターに相談した。

### 事例3

平成31年4月、丙がインターネットで副業を探していたところ、1日30分の作業でスマホひとつで簡単にお金が稼げる、というスマホ錬金術の広告サイトの文言に惹かれ、株式会社WAVEのスマホ錬金術に、メールアドレスと指定するSNSの情報を登録した。

SNSの登録をしたらキャンペーンで最大10万円貰えるというメッセージがあり、スマホ錬金術運営事務局（以下「事務局」という。）と名乗るアカウントを登録すると、スマホ錬金術は「マニュアル・ノウハウ・システムツール・サポート」というビジネスセットを提供していると説明された。このマニュアルについて、定価9,800円のを、特別価格で8,000円で購入できるというメッセージが届いた。丙は、このとき初めてスマホ錬金術に参加するためにお金が必要であることを知ったが、翌日8,000円を振り込んだ。

その後マニュアルとして電子書籍「スマ錬BOOK」がPDFで届いた。内容はビジネスの概要紹介、スマホ錬金術は日本の商品を海外の大手通販サイトのサイトで転売するという説明などで、AESについては、0円から150万円の8つのプランの記載があるが詳しくは分からなかった。事務局からビジネス開始に当たって電話サポートの予約を取るよう指示があったので、丙はその電話でシステムや自分が登録する0円のプランの詳しい説明をしてもらえろと思ひ、予約した。

電話では、スマホ錬金術は海外の大手通販サイトに日本の商品を出品し、その差額で稼ぐため、メインの作業は商品を検索するだけなので簡単に稼げる、受注後に商品を仕入れる無在庫出品であるため、在庫を抱えることも無く安心だと言われた。このとき、WAVEが説明する出品方法が、大手通販サイトの利用規約に違反するおそれがある点については何の説明もなかった。違反のおそれがあると知らされていたら、契約はしなかった。

スマホ錬金術を進める上で必要なシステムであるAESの使用権を、追加で購入する必要があると言われ、当初の「マニュアル・ノウハウ・システムツール・サポート」をビジネスセットとして8,000円で提供するという説明と話が違ふと思った。「0円のプランは日本の通販サイトでの出品のみでサポートも一切ない、8万円以上のプランは海外の大手通販サイトへの出品のほかプロのサポートがついているため絶対に稼げます。」「月に10万円稼ぐなら8万円よりも20万円のプランがいい」と勧められた。丙が断ると、より強く勧められ、「数名にしか言わないのですが、丙さんなら稼げそうなので、特別に20万円のプランを10万円で良いですよ。」と言ってきた。丙が20万円のプランを契約すると、事務局からAESのURLとID、パスワードが送られてきたが、AESは簡易的なものだった。

それ以降の電話サポートで、海外での出品トレーニングとして日本向けの大手通販サイトのアカウントを作成した。このとき丙は、日本で1品販売できれば、海外サイトで出品できるという認識だった。丙は、担当者から、「〇〇（商品名）、価格設定〇〇円、在庫5個、出荷日数は7日間、という情報で出品してください。」と指示され、高めの価格設定に疑問に思ったが、「大手通販サイトの利用者は年齢層が高いので安心して注文してもらえます。定価から上乗せ分の利益が見込めます。」と言われ、担当者を信じて出品した。その後も、日本で出品するように言われたので、海外の大手通販サイトに出品するのではなかったのかと尋ねたところ、「注文を受けるまでは日本向けに出品します。海外の大手通販サイトに出品するのはそれ以降です。」と言われた。日本向けに販売してからでない海外向けに出品できないというのはこの時初めて聞いた。

その後、自分で検索し選定した商品を計40点近く、指示された方法で出品したが、一度も注文は入らなかった。何度かSNSでアドバイスを求めたが、有益なアドバイスはもらえなかった。AESの提供期間は、書面の交付日から90日間であるが、日本で注文が入らないと使えないと言われ、すでに2か月が経過していた。

一度も注文が入らないため、契約したプランの収入例とサポートの内容などについて説明を求めたところ、事務局は、「質問の内容が弊社のビジネスモデルと異なります。出品しませんと売れません。」と返すのみで、説明をしなかった。